

加ふこと不可能なる時は多量とし本給之六割を
増加すること

二、共済會に関する件

一、相互共済會会費は我等職工所得之百五十分一と
改正すること

一、工場又は石共済會に對し毎月職工之總金額之
同額のものも積立補助すること

大正十三年三月十三日より、実行
大の十三年三月十七日

連盟有志一同

石代表者

今林 四郎

右之西表此書目對して工場は一割五分の増給を声
仰せらるるも職工側は三割を以て廉歩せられたるに
主は清負仕事の期も切迫するより従前より解分勞
働勤務を重しすることを條件として三割を給し解
決す此の事議(賃金他上)のため主議者人名を解
雇し解雇手書として各自百二十円を支給す

二回目 半議

西女 求書

一、八時同制度即時に実行

一、但長は職工より選出すること

一、職長更迭(高橋、福田、永井、慶辰)

事務手帳要スルハ本都合ナリト全職工(男五二)